

甲州市子ども・子育て支援事業計画第2期  
策定に係るニーズ調査等業務

仕様書

平成30年10月

甲州市 子育て支援課

# 業務仕様書

## 1. 業務の名称

甲州市子ども・子育て支援事業計画第2期策定に係るニーズ調査等業務  
(以下「本業務」という)

## 2. 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法に規定される子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、甲州市における、教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の状況把握や、ニーズ調査、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、事業量の推計、目標量の設定、子ども・子育て支援会議等の運営支援などを実施し、事業計画素案・最終案の策定を目的とする。

## 3. 業務の履行期間

契約締結日翌日から平成31年3月22日まで

## 4. 提出書類

受託者は、下記の書類を速やかに提出すること。

- 1) 業務委託契約書
- 2) 課税事業者・免税事業者届出書
- 3) 着手届及び業務工程表
- 4) 業務主任担当者・業務担当者等通知書（経歴書添付）
- 5) 契約保証金の納付又は契約保証金免除申請書
- 6) 業務主任担当者及び業務担当者が保有すべき同種業務受託実績及び類似業務受託実績を証明する書類
- 7) JISQ27001 (ISMS) もしくは JISQ15001 (Pマーク) の取得を証明する認定証の写し
- 8) その他必要書類

## 5. 配置担当者

本業務において、専門的な立場で子ども・子育て支援施策について助言出来る業務主任担当者、業務担当者を配置するものとし、着手時に次の事項を証明する書面（契約書の写し）と合わせて配置担当者届を提出するものとする。また、業務主任担当者及び業務担当者、同種業務及び類似業務は次に掲げる業務実績を有する者とする。

1. 同種業務及び類似業務の定義は、以下のとおりとし、いずれも全国の受託実績とする。実績は過去5年以内（次世代育成支援後期行動計画のみ平成21年度実績とする）のものとする。
  - ・同種業務1＝第1期子ども・子育て支援事業計画
  - ・同種業務2＝子どもの貧困対策に係る実態調査または調査研究
  - ・同種業務3＝次世代育成支援市町村行動計画（後期計画）
  - ・類似業務1＝長期総合（発展）計画
  - ・類似業務2＝地方創生人口ビジョン・総合戦略
2. 本業務中に選任した配置担当者を変更すべき事由が生じた場合には、発注者に速やかに申し出、その許可を得た上で配置担当者変更届を提出するものとする。

## 6. 貸与資料及び情報セキュリティポリシーの遵守、情報処理遂行体制

本業務を遂行するため、甲州市が保有する資料が必要な場合には、業務主任担当者または業務担当者に、借用書と引き換えに貸与するものとする。

受託者は、本業務において甲州市の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JISQ27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) もしくは JISQ15001 (プライバシーマーク取得) に審査登録がなされているとともに、機密保持に関する社内規程を設けていることとし、作業着手前にそれを証明する書類 (認定証の写し) 等を提出するものとする。

## 7. 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務主任担当者と監督員 (事務局) は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面 (打合せ記録簿等) に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務主任担当者もしくは業務担当者は月 1 回以上訪問し、進捗管理の報告を行い、打合せを行うこととする。

## 8. 完了検査

受託者は、業務実施成果品を提出し、甲州市による検査を受けるものとする。その結果、成果品について本仕様書及び打合せ協議による発注者の要求を満たさない場合には、速やかに修正等を行うものとする。

## 9. 納品

受託者は、本業務を確実に遂行し、期間内に成果品を納入する義務を負う。成果品に、受託者の責めに帰すべき瑕疵が認められた場合には、納品完了後であっても、受託者は速やかに訂正しなければならない。

## 10. 秘密の保持

受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報について、細心の注意を払うものとし、いかなる場合にも情報の漏洩をしてはならない。

## 11. 納入場所

本業務の納入場所は甲州市子育て支援課とする。

## 12. 委託業務の内容

### (1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

子ども・子育てをめぐる施策動向、甲州市の概要及び社会経済的特性、子ども・子育て支援に係る社会資源の整備状況、就学前児童及び小学生の現況・動向及びサービスの利用状況等について、事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

## <基礎統計データ>

- ・ 少子化対策及び子ども・子育て支援施策をめぐる国や都道府県の動向
- ・ 甲州市の地域概要（人口、世帯、社会資源など）
- ・ 背景、目的、役割等の整理、現行計画の関連施策の整理
- ・ 社会環境、社会経済動向の分析と広域動向、関連計画の把握
- ・ 第1期子ども・子育て支援事業計画の事業実施状況分析
- ・ 児童の状況、子育て家庭の状況
- ・ 国勢調査関連（児童人口、ひとり親世帯数、生活保護世帯数など）
- ・ 住民基本台帳調査（住民基本台帳世帯伸び率、自然増加率、社会増加率など）
- ・ 人口構成の現状特性の把握及び対象者等の状況把握
- ・ 人口、児童数の将来推計の実施
- ・ 次世代育成支援事業の実績
- ・ 人口、保育サービス事業量等の基礎的なデータの整理
- ・ 計画策定にあたっての基本的事項の検討・設定

## (2) ニーズ調査

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするために、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等について、ニーズ調査を行い、調査結果の集計・分析結果等を取りまとめる。

今後、厚生労働省及び内閣府からの指針等が示された場合には、それらを参考にしつつ、甲州市の教育・保育、子ども・子育てに関する実態、本人や保護者の子ども・子育て支援に関する意向を計画に反映するためのニーズ調査を実施する。ニーズ調査の設計に際しては、第1期子ども・子育て支援事業計画策定時に実施したニーズ調査票に留意し、基礎的な地域データ及び資料の整理分析の結果及び国・都道府県の動向を踏まえて設計するものとする。

なお、回答者の答えやすさに配慮した設問構成やレイアウトを工夫し、回答者の負担を少しでも軽減することで、回収率の向上に努めることとする。

### (ア) 調査者及び標本数

- |               |         |
|---------------|---------|
| ①就学前児童保護者     | 約 450 人 |
| ②小学生1～6年生の保護者 | 約 450 人 |

※調査票は、①については、国が示す予定である基本方針等をもとに次年度に策定予定の事業計画に反映できるよう、甲州市独自の設問を加え、国が求める需要量見込みに必要な項目（ワークシート作成に必要な項目）を確実に抑えた上で、甲州市の実情に応じた設問設計をすることとする。

②については、放課後児童健全育成事業のニーズ及び第1期子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援行動計画で実施した調査をもとに、地域の一貫した「学び」「育ち」の視点からも調査項目を設定し、現在の課題や社会変化などを踏まえて設計する。調査票について受託者は調査票案設計にあたっての助言、情報提供、設計素案の提案を行う。

### (イ) 抽出方法及び宛名ラベルの提供

甲州市が、住民基本台帳から上記対象世帯を母集団として系統抽出方法により抽出し、受託者が準備した宛名ラベルへ印字・出力して提供する。

(ウ) 調査方法

①就学前児童世帯及び小学児童世帯は原則として郵送による配布回収を行う。

※調査票及び配布・返信用封筒（配布用封筒は角2・返信用封筒は長3、直接配布回収の場合は配布兼回収用封筒とする）の印刷、配布用封筒への封入・封緘、宛名ラベルの貼付は受託者が行う。

※配布回収に係る経費は受託者負担とする。想定回収率は、就学前児童、小学生児童共に約60％程度とする。回収（返信）用封筒の受取人は甲州市とする。

②調査対象者に対して、お礼状兼督促状の送付を行う。

※お礼状兼督促状の送付に係る経費は受託者負担とする。

(エ) 集計・分析

結果報告書は、調査対象者全体の意向を把握する「全体編（単純集計）」、地域×年齢、設問同士を掛け合わせたクロス集計分析による各層の特徴的な傾向を表した「分析編」を編さんする。

自由意見は事務局と協議のうえ、回答の分類分けも行うこと。結果報告書の取りまとめにあたっては、わかりやすい内容となるよう配慮することとする。

なお設問設計の際は、その設問の意図を明確にし、回答結果の計画への反映方法が具体的に分かるような資料を作成し、事務局と協議するものとする。

(オ) 業務分担

| 発注者                       | 受託者                 |
|---------------------------|---------------------|
| ① 実施方針の確定                 | ① 実施方針の協議・確認        |
| ② 調査票原案の検討と確定             | ② 調査票原案の作成と補修正      |
| ③ サンプルングの実施、宛名ラベル作成       | ③ 調査票の印刷（2種）        |
| ④ ニーズ調査配布・回収の手続（料金後納申請手続） | ④ 配布回収用封筒準備印刷（4種）   |
| ⑤ ニーズ調査配布・回収用経費（郵送料等）の支払  | ⑤ 封入・封緘作業           |
| ⑥ 回収ニーズ調査の管理              | ⑥ 回収ニーズ調査票の入力       |
| ⑦ ニーズ調査結果報告書原案の検討         | ⑦ 自由記述回答部分の整理       |
| ⑧ 調査結果報告書の確定              | ⑧ 単純集計・クロス集計の実施     |
|                           | ⑨ ニーズ調査内容の分析・グラフ化   |
|                           | ⑩ ニーズ調査結果報告書の作成と補修正 |
|                           | ⑪ 確定報告書の提出・結果報告     |
|                           | ⑫ 会議用資料の取りまとめ       |
|                           | ⑬ 会議での調査結果報告書の説明    |

(3) 現状の分析と課題の整理

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析、(2) ニーズ調査の結果及び第1期子ども・子育て支援事業計画の取組への評価などを整理して、子ども・子育て支援に係る現状を分析し、その内容にもとづき甲州市の課題を抽出する。

(4) 需要量の推計・目標量・確保量の設定

(2) ニーズ調査、(3) 現状の分析と課題の整理をもとに、教育・保育提供区域設定に関する提案・検討を実施し、各種事業の需要量の見込を推計する。また、推計結果に、資料などから分

析把握したサービス提供状況や見込み量、甲州市の施策意向、子ども・子育て会議の審議結果などをふまえ、計画における各種事業の目標量の設定を支援する。

県から3月（予定）に求められるであろう、「量の見込」報告資料の作成も支援する。

サービス供給の実態を踏まえた供給（確保）策については、保育ニーズを顕在化した上で、真の需要の見込み量に対応する施設や事業サービス供給の確保策（年度ごと）の設定を支援する。なお、幼児期の学校教育・保育のニーズ量の見込みは、①3～5歳、教育のみ（1号）、②3～5歳、保育の必要性あり（2号）、③0～2歳、保育の必要性あり（3号）※0歳、1～2歳別という認定の区分ごとに設定を行う。

#### （5）子ども・子育て支援法に係る例規の整理支援

次年度の法改正に向けて、現例規について、次に掲げる法制執務上の問題提起を行う。

- ・ 条項号の重複、脱落はないか、列記の形式が正確に統一され、問題はないかの精査
  - ・ 別表の漏れはないか、本則での名称と別表での名称が一致しているかどうかの精査
  - ・ 見出しとその条文の内容が一致しているかどうかの精査
  - ・ 規定中でその規定の前または後ろにある条項号等を指示する場合の精査
  - ・ 句読点につき、法令に倣い慣用的な使い方へ精査
  - ・ 条文中の接続詞等の法令用語を整備、漢字の使い方等について、その表記の精査
- ① 特定教育・保育施設の運営に関する基準条例
  - ② 特定地域型保育事業の運営に関する基準条例
  - ③ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例
  - ④ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例

#### （6）甲州市子ども・子育て会議の運営支援

甲州市子ども・子育て会議（平成31年3月予定）の開催にあたり、資料の作成、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は業務主任担当者及び業務担当者が必要に応じ適宜オブザーバーとして出席し、資料の説明や国及び都道府県の動向など、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

#### （7）関連法令情報提供

関連法令の動向や概要、条文等の情報提供、例規整備FAQ、他団体の事例の提供など、甲州市に必要な情報提供を随時行うものとする。

### 13. 成果品

#### （1）平成30年度

- ①. ニーズ調査実施に係る宛名ラベル、調査票、配布回収用封筒一式
- ②. ニーズ調査結果単純集計表（出力紙1部及び電子データ納品）
- ③. ニーズ調査結果クロス集計表（出力紙1部及び電子データ納品）
- ④. ニーズ調査報告書（A4、表紙本文1色、10部及び電子データ納品）
- ⑤. 関連施策評価調査シート案及び調査結果取りまとめ（出力紙1部及び電子データ納品）
- ⑥. 需要量の推計・目標量設定資料（出力紙1部及び電子データ納品）
- ⑦. 子ども・子育て支援法に係る例規（3本程度）精査手入れ原稿（出力紙）
- ⑧. 子ども・子育て会議に係る会議資料（データ納品）
- ⑨. 関連法令情報（出力紙1部）

※本仕様書内、12. 委託業務の内容(7)に記載事項項目の納品とする。

- ・その他甲州市が必要とする報告資料、関係データを CD-R にて納品する。

#### 14. その他

当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び都道府県から示されるなど状況が変化した場合には、甲州市と協議の上、本業務内容を変更することができる。また本仕様書内に明示できないものについては、必要に応じ、甲州市と協議し、決定することとする。

#### 15. 瑕疵担保等

本業務終了後であっても、受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は甲州市の指示に従い、修正・補正その他必要な作業を受託者の責任及び負担において行うものとする。

#### 16. 著作権の帰属

本業務で作成された計画書およびデータの著作権は、甲州市に帰属するものとする。

#### 17. 個人情報の取り扱い

本業務の遂行にあたり、個人情報の取り扱いについては十分留意すること。